

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく 入札・契約手続に関する実態調査の結果について

令和5年12月26日
国土交通省
総務省
財務省

国土交通省・総務省・財務省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等に基づき、毎年度、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況を調査しています。

今般、公共工事の各発注者に対して実施した取組の実施状況に関する今年度の調査結果をとりまとめましたので、公表いたします。

〔公表資料〕

本 紙：2～4ページ 国・特殊法人等における取組の実施状況概要（別紙1より抜粋）
5～9ページ 地方公共団体における取組の実施状況概要（ 〃 ）

別紙1：国・特殊法人等・地方公共団体の分類別による取組の実施状況
※ 昨年度調査結果も掲載

別紙2：各発注者別による取組の実施状況

〔調査対象者〕

入札契約適正化法の適用対象である以下の各発注者

国（省庁等）：19機関

特殊法人等：121法人

地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村（指定都市を除く。）

〔調査対象時点〕

令和5年7月1日現在（工事契約実績等については令和4年度の実績）

【国・特殊法人等における取組の実施状況概要】

○ 総合評価落札方式の導入 別紙1：1. ⑤

国は16団体（84.2%）、特殊法人等は113団体（93.4%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入	試行導入	未導入
国	19	16 (84.2%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)
特殊法人等	121	113 (93.4%)	4 (3.3%)	4 (3.3%)

○ 電子入札システムの導入 別紙1：1. ⑩

国は18団体（94.7%）、特殊法人等は105団体（86.8%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入	試行導入等	未導入
国	19	18 (94.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
特殊法人等	121	105 (86.8%)	1 (0.8%)	15 (12.4%)

○ 電子契約システムの導入 別紙1：1. ⑫

国は14団体（73.7%）、特殊法人等は14団体（11.6%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入	試行導入等	未導入
国	19	14 (73.7%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)
特殊法人等	121	14 (11.6%)	4 (3.3%)	103 (85.1%)

○ 入札契約情報の公表方法 <複数回答> 別紙1：2. ①

国は全団体、特殊法人等は116団体（95.9%）がインターネットでの公表を実施。

	団体数	紙での閲覧（庁舎等）	インターネットでの閲覧	その他
国	19	10 (52.6%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)
特殊法人等	121	56 (46.3%)	116 (95.9%)	3 (2.5%)

○ 低入札価格調査基準価格の算定式 別紙1：4. ⑤

国は全団体、特殊法人等は112団体（92.6%）が最新の中央公契連モデルを採用※。

※ 最新の中央公契連モデルに準拠した算定式を使用している場合を含む

	団体数	独自モデル （令和4年中央公契連 モデル以上の水準）	令和4年中央公契連 モデル相当の水準	その他の算定式
国	19	0 (0.0%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)
特殊法人等	121	0 (0.0%)	112 (92.6%)	9 (7.4%)

○ 低入札価格調査基準価格の公表時期 別紙1：4. ⑥

国は15団体（78.9%）、特殊法人等は115団体（95.0%）が全案件で事後公表。

	団体数	全案件事後公表		全案件非公表		原則非公表	
国	19	15	(78.9%)	3	(15.8%)	1	(5.3%)
特殊法人等	121	115	(95.0%)	6	(5.0%)	0	(0.0%)

○ 物価資料からの引用により設定する単価の更新 別紙1：5. ②

国は13団体（81.3%）、特殊法人等は72団体（61.5%）が、物価資料からの引用により設定する単価について全ての資材で毎月更新。

	団体数	全ての資材について 毎月更新		主要な資材について 毎月更新		全ての資材について 毎月変動率を確認 (一定の場合に更新)		主要な資材について 毎月変動率を確認 (一定の場合に更新)	
国	16	13	(81.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(12.5%)
特殊法人等	117	72	(61.5%)	29	(24.8%)	4	(3.4%)	2	(1.7%)
		年数回のみ更新		その他					
		1	(6.3%)	0	(0.0%)				
		7	(6.0%)	3	(2.6%)				

*回答対象：物価資料からの引用による材料単価設定を行っている団体

○ 請負代金内訳書において法定福利費を内訳明示させる取組 別紙1：5. ④

国は18団体（94.7%）、特殊法人等は114団体（94.2%）が取組を実施。

	団体数	実施		未実施	
国	19	18	(94.7%)	1	(5.3%)
特殊法人等	121	114	(94.2%)	7	(5.8%)

○ 予定価格の公表時期 別紙1：5. ⑦

国は17団体（89.5%）、特殊法人等は115団体（95.0%）が全案件で事後公表。

	団体数	全案件事後公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用		原則非公表	
国	19	17	(89.5%)	1	(5.3%)	0	(0.0%)	1	(5.3%)
特殊法人等	121	115	(95.0%)	2	(1.7%)	2	(1.7%)	2	(1.7%)

○ 工期の設定に当たっての休日の考慮 別紙1：6. ①

国・特殊法人等ともに全団体が休日を考慮。

	団体数	考慮している		考慮していない	
国	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)
特殊法人等	121	121	(100.0%)	0	(0.0%)

○ 時間外労働規制の建設業への適用を踏まえた工期の設定に係る取組 別紙1：6. ②

国は15団体（78.9%）、特殊法人等は112団体（92.6%）が取組を実施。

	団体数	実施		未実施		上限規制が適用される ことを知らない	
国	19	15	(78.9%)	4	(21.1%)	0	(0.0%)
特殊法人等	121	112	(92.6%)	9	(7.4%)	0	(0.0%)

○ 週休2日の推進に向けた取組 <複数回答> 別紙1：6. ③

国は9団体（47.4%）、特殊法人等は29団体（24.0%）が、週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施。

	団体数	いずれかの工事を実施					
		週休2日工事		週休2日交替制工事			
国	19	9	(47.4%)	9	(47.4%)	5	(26.3%)
特殊法人等	121	29	(24.0%)	27	(22.3%)	5	(4.1%)

	団体数	いずれかの工事の 実施を検討					
		週休2日工事		週休2日交替制工事			
	1		(5.3%)	0	(0.0%)	1	(5.3%)
	41		(33.9%)	26	(21.5%)	18	(14.9%)

	団体数	その他の取組を実施		いずれも未実施	
			3		(15.8%)
	3		(2.5%)	53	(43.8%)

○ 施工時期の平準化を図るための取組 <複数回答> 別紙1：6. ⑤

施工時期の平準化を図るため「さ・し・す・せ・そ」を実施している国・特殊法人等の団体数は、それぞれ以下のとおり。

	団体数	さ：債務負担行為の設定		し：柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)		す：速やかな繰越手続	
		国	19	11	(57.9%)	9	(47.4%)
特殊法人等	121	36	(29.8%)	37	(30.6%)	84	(69.4%)

	団体数	せ：積算の前倒し		そ：早期執行のための 目標設定	
			14		(73.7%)
	77		(63.6%)	23	(19.0%)

○ 設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン等）の策定 別紙1：7. ⑥

国は13団体（68.4%）、特殊法人等は99団体（81.8%）が策定又は準用。

	団体数	策定		他団体のものを準用		未策定		設計変更未実施	
		国	19	7	(36.8%)	6	(31.6%)	4	(21.1%)
特殊法人等	121	40	(33.1%)	59	(48.8%)	20	(16.5%)	2	(1.7%)

○ スライド条項の運用基準の策定 <複数回答> 別紙1：7. ⑧

スライド条項の運用基準を策定している国・特殊法人等の団体数は、条項ごとにそれぞれ以下のとおり。

	団体数	単品スライド条項		インフレスライド条項	
		国	19	13	(68.4%)
特殊法人等	121	113	(93.4%)	112	(92.6%)

【地方公共団体における取組の実施状況概要】

○ 一般競争入札の実施 別紙1：1. ①

都道府県・指定都市は全団体、市区町村は 1,347 団体（78.3%）が実施。

※ 実施※は、実施したことはないが一般競争入札の実施に当たっての基準を持っており、該当案件があった際には実施できる状態をいう。

	団体数	実施		実施※		未実施	
都道府県	47	47	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	1,347	(78.3%)	124	(7.2%)	250	(14.5%)

○ 総合評価落札方式の導入 別紙1：1. ⑤

都道府県は 36 団体（76.6%）、指定都市は 17 団体（85.0%）、市区町村は 405 団体（23.5%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入		試行導入		未導入	
都道府県	47	36	(76.6%)	11	(23.4%)	0	(0.0%)
指定都市	20	17	(85.0%)	3	(15.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	405	(23.5%)	664	(38.6%)	652	(37.9%)

○ 電子入札システムの導入 別紙1：1. ⑩

都道府県・指定都市は全団体、市区町村は 820 団体（47.6%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入		試行導入等		未導入	
都道府県	47	47	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	820	(47.6%)	29	(1.7%)	872	(50.7%)

○ 電子契約システムの導入 別紙1：1. ⑫

都道府県は 7 団体（14.9%）、指定都市は 3 団体（15.0%）、市区町村は 69 団体（4.0%）が本格導入済み。

	団体数	本格導入		試行導入等		未導入	
都道府県	47	7	(14.9%)	17	(36.2%)	23	(48.9%)
指定都市	20	3	(15.0%)	6	(30.0%)	11	(55.0%)
市区町村	1,721	69	(4.0%)	77	(4.5%)	1,575	(91.5%)

○ 入札契約情報の公表方法 <複数回答> 別紙1：2. ①

都道府県は 45 団体（95.7%）、指定都市は全団体、市区町村は 1,388 団体（80.7%）がインターネットでの公表を実施。

	団体数	紙での閲覧（庁舎等）		インターネットでの閲覧		その他	
都道府県	47	36	(76.6%)	45	(95.7%)	0	(0.0%)
指定都市	20	15	(75.0%)	20	(100.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	1,259	(73.2%)	1,388	(80.7%)	70	(4.1%)

○ **低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入** 別紙1：4. ④

都道府県・指定都市は全団体、市区町村は 1,649 団体 (95.8%) がダンピング対策制度※を導入済み。

※低入札価格調査制度又は最低制限価格制度

	団体数	低入札価格調査制度のみ導入		最低制限価格制度のみ導入		2つの制度を併用		いずれも未導入	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	3	(6.4%)	0	(0.0%)	44	(93.6%)	0	(0.0%)
指定都市	20	0	(0.0%)	0	(0.0%)	20	(100.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	96	(5.6%)	811	(47.1%)	742	(43.1%)	72	(4.2%)

○ **低入札価格調査基準価格の算定式** 別紙1：4. ⑤

都道府県は全団体、指定都市は 18 団体 (90.0%)、市区町村は 583 団体 (69.6%) が、最新の中央公契連モデルを採用※1 又は当該モデル以上の水準の独自モデルを使用。

※1 最新の中央公契連モデルに準拠した算定式を使用している場合を含む

※2 「その他」には算定式非公表の団体を含む

	団体数	独自モデル (令和4年中央公契連 モデル以上の水準)		令和4年中央公契連 モデル相当の水準		算定式を定めていない		その他※2	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	16	(34.0%)	31	(66.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	4	(20.0%)	14	(70.0%)	0	(0.0%)	2	(10.0%)
市区町村	838	45	(5.4%)	538	(64.2%)	10	(1.2%)	245	(29.2%)

*回答対象：低入札価格調査制度を導入している団体

○ **最低制限価格の算定式** 別紙1：4. ⑩

都道府県は全団体、指定都市は 18 団体 (90.0%)、市区町村は 967 団体 (62.3%) が、最新の中央公契連モデルを採用※1 又は当該モデル以上の水準の独自モデルを使用。

※1 最新の中央公契連モデルに準拠した算定式を使用している場合を含む

※2 「その他」には算定式非公表の団体を含む

	団体数	独自モデル (令和4年中央公契連 モデル以上の水準)		令和4年中央公契連 モデル相当の水準		算定式を定めていない		その他※2	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	44	17	(38.6%)	27	(61.4%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	5	(25.0%)	13	(65.0%)	0	(0.0%)	2	(10.0%)
市区町村	1,553	95	(6.1%)	872	(56.1%)	53	(3.4%)	533	(34.3%)

*回答対象：最低制限価格制度を導入している団体

○ **低入札価格調査基準価格の公表時期** 別紙1：4. ⑥

都道府県は 45 団体 (95.7%)、指定都市は 19 団体 (95.0%)、市区町村は 576 団体 (68.7%) が全案件で事後公表。

	団体数	全案件事後公表		全案件事前公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	45	(95.7%)	2	(4.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	19	(95.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(5.0%)
市区町村	838	576	(68.7%)	51	(6.1%)	193	(23.0%)	4	(0.5%)

原則事後公表 (一部事前公表)		原則事前公表 (一部事後公表)		原則非公表	
0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
1	(0.1%)	4	(0.5%)	9	(1.1%)

*回答対象：低入札価格調査制度を導入している団体

○ 最低制限価格の公表時期 別紙 1 : 4. ⑫

都道府県は 41 団体 (93.2%)、指定都市は 19 団体 (95.0%)、市区町村は 1,009 団体 (65.0%) が全案件で事後公表。

	団体数	全案件事後公表		全案件事前公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用	
都道府県	44	41	(93.2%)	2	(4.5%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	19	(95.0%)	1	(5.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,553	1,009	(65.0%)	123	(7.9%)	365	(23.5%)	17	(1.1%)
		原則事後公表 (一部事前公表)		原則事前公表 (一部事後公表)		原則非公表			
		1	(2.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)		
		0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)		
		4	(0.3%)	9	(0.6%)	26	(1.7%)		

*回答対象：最低制限価格制度を導入している団体

○ 物価資料からの引用により設定する単価の更新 別紙 1 : 5. ②

都道府県は 42 団体 (89.4%)、指定都市は 10 団体 (52.6%)、市区町村は 749 団体 (70.6%) が、物価資料からの引用により設定する単価について全ての資材で毎月更新。

	団体数	全ての資材について 毎月更新		主要な資材について 毎月更新		全ての資材について 毎月変動率を確認 (一定の場合に更新)		主要な資材について 毎月変動率を確認 (一定の場合に更新)	
都道府県	47	42	(89.4%)	4	(8.5%)	1	(2.1%)	0	(0.0%)
指定都市	19	10	(52.6%)	7	(36.8%)	0	(0.0%)	1	(5.3%)
市区町村	1,061	749	(70.6%)	137	(12.9%)	9	(0.8%)	18	(1.7%)
		年数回のみ更新		その他					
		0	(0.0%)	0	(0.0%)				
		0	(0.0%)	1	(5.3%)				
		103	(9.7%)	45	(4.2%)				

*回答対象：物価資料からの引用による材料単価設定を行っている団体

○ 請負代金内訳書において法定福利費を内訳明示させる取組 別紙 1 : 5. ④

都道府県は 42 団体 (89.4%)、指定都市は 15 団体 (75.0%)、市区町村は 586 団体 (34.0%) が取組を実施。

	団体数	実施		未実施	
都道府県	47	42	(89.4%)	5	(10.6%)
指定都市	20	15	(75.0%)	5	(25.0%)
市区町村	1,721	586	(34.0%)	1,135	(66.0%)

○ 予定価格の公表時期 別紙 1 : 5. ⑦

都道府県は 18 団体 (38.3%)、指定都市は 6 団体 (30.0%)、市区町村は 653 団体 (37.9%) が全案件で事後公表。

	団体数	全案件事後公表		全案件事前公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用	
都道府県	47	18	(38.3%)	13	(27.7%)	0	(0.0%)	8	(17.0%)
指定都市	20	6	(30.0%)	4	(20.0%)	0	(0.0%)	9	(45.0%)
市区町村	1,721	653	(37.9%)	643	(37.4%)	74	(4.3%)	188	(10.9%)

原則事後公表 (一部事前公表)		原則事前公表 (一部事後公表)		原則非公表	
4	(8.5%)	4	(8.5%)	0	(0.0%)
1	(5.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
44	(2.6%)	81	(4.7%)	38	(2.2%)

○ 工期の設定に当たっての休日の考慮 別紙 1 : 6. ①

都道府県・指定都市は全団体、市区町村は 972 団体 (56.5%) が休日を考慮。

	団体数	考慮している		考慮していない	
都道府県	47	47	(100.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	972	(56.5%)	749	(43.5%)

○ 時間外労働規制の建設業への適用を踏まえた工期の設定に係る取組 別紙 1 : 6. ②

都道府県は 40 団体 (85.1%)、指定都市は 18 団体 (90.0%)、市区町村は 535 団体 (31.1%) が取組を実施。

	団体数	実施		未実施		上限規制が適用されることを知らない	
都道府県	47	40	(85.1%)	7	(14.9%)	0	(0.0%)
指定都市	20	18	(90.0%)	2	(10.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	535	(31.1%)	1,089	(63.3%)	97	(5.6%)

○ 週休 2 日の推進に向けた取組 <複数回答> 別紙 1 : 6. ③

都道府県・指定都市は全団体、市区町村は 379 団体 (22.0%) が、週休 2 日工事又は週休 2 日交替制工事を実施。

	団体数	いずれかの工事を実施		週休 2 日工事		週休 2 日交替制工事	
都道府県	47	47	(100.0%)	46	(97.9%)	16	(34.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	20	(100.0%)	4	(20.0%)
市区町村	1,721	379	(22.0%)	368	(21.4%)	25	(1.5%)

いずれかの工事の 実施を検討		週休 2 日工事		週休 2 日交替制工事	
6	(12.8%)	0	(0.0%)	6	(12.8%)
4	(20.0%)	0	(0.0%)	4	(20.0%)
438	(25.5%)	393	(22.8%)	94	(5.5%)

その他の取組を実施		いずれも未実施	
0	(0.0%)	0	(0.0%)
1	(5.0%)	0	(0.0%)
48	(2.8%)	866	(50.3%)

○ 施工時期の平準化を図るための取組 <複数回答> 別紙1：6. ⑤

施工時期の平準化を図るため「さ・し・す・せ・そ」を実施している都道府県・指定都市・市区町村の団体数は、それぞれ以下のとおり。

	団体数	さ：債務負担行為の設定		し：柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)		す：速やかな繰越手続	
都道府県	47	47	(100.0%)	46	(97.9%)	43	(91.5%)
指定都市	20	20	(100.0%)	17	(85.0%)	16	(80.0%)
市区町村	1,721	709	(41.2%)	443	(25.7%)	1,161	(67.5%)
		せ：積算の前倒し		そ：早期執行のための 目標設定			
		46	(97.9%)	44	(93.6%)		
		19	(95.0%)	17	(85.0%)		
		1,095	(63.6%)	420	(24.4%)		

○ 設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン等）の策定 別紙1：7. ⑥

都道府県・指定都市は全団体が策定。市区町村は1,110団体（64.5%）が策定又は準用。

	団体数	策定		他団体のものを準用		未策定		設計変更未実施	
都道府県	47	47	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1,721	518	(30.1%)	592	(34.4%)	567	(32.9%)	44	(2.6%)

○ スライド条項の運用基準の策定 <複数回答> 別紙1：7. ⑧

スライド条項の運用基準を策定している都道府県・指定都市・市区町村の団体数は、条項ごとにそれぞれ以下のとおり。

	団体数	単品スライド条項		インフレスライド条項	
都道府県	47	47	(100.0%)	47	(100.0%)
指定都市	20	20	(100.0%)	20	(100.0%)
市区町村	1,721	801	(46.5%)	762	(44.3%)